

# レファレンス

583

米国連邦RICO法（一）

大正期における日本の国家間賠償（二）



国立国会図書館  
調査立法考査局

## 大正期における日本の国家間賠償(二)

伊藤 信 哉

### 目次

- 序 本稿の目的と構成
- 第一章 具体的賠償事例(以上五八二号)
- 第二章 賠償に至らなかつた事例(以下本号)
- 一 漢口事件(一九一三年)
- 二 新邱炭礦事件
- 三 日ソ国交樹立関連
- 四 常德事件
- 五 上海内外棉事件
- 六 上海御真影不敬事件
- 七 重慶事件(一九一九年)
- 八 ターラック事件
- 九 長沙事件(一九一三年)

① 本稿は、大正期の日本が関係した国家間賠償の諸事例を紹介するとともに、そこに見出される特徴について考察することを目的とする。前号では、当事国間で賠償の授受について合意が成立した事例を二七例とりあげ、その概要を紹介した(第一章)。

② 今回はこれらの事例を補完する意味で、賠償の合意には至らなかつたものの、当時の賠償の特徴を考えるうえで重要と思われる事例を一六例とりあげる。たとえば、シベリア出兵のさなかに発生した「ニコラエフスク事件」などである(第二章)。

③ さらに第三章では、金銭の授受はあつたものの、国家間賠償とは認めがたい事例として、「榊原農場問題」や「雲陽丸事件」など四例を取上げる。これらは概ね、日本人と外国人の間で金銭のやりとりがあり、外務当局もこれを側面から援助したものの、国家間の賠償とは認めがたい事例である。

④ 第四章では、これらの大正時代の諸事例について、その特徴を明治時代のそれと比較しつつ検討する。筆者がかつて提示した「賠償の五

二 関東大震災後の中国人殺害

三 メキシコ革命

三 米国旗窃取事件

三 重慶事件（一九二五年）

### 第三章 参考事例

一 榊原農場問題

二 山東権益還付問題

三 鎮江事件

四 雲陽丸事件

### 第四章 大正期の国家間賠償の特徴

一 賠償類型からみた特徴

二 地域および相手国からみた特徴

三 変化の背景

結 今後の課題

類型」は、大正期の事例を分析する際にも有効と考えられるが、その一方で、第五類型が消滅するなどの変化も、いくつか確認される。

⑤ また、地域および相手国からみるならば、当時の国家間賠償は、そのほとんどが中国大陸で発生した事件を契機として行われている（当然、その相手国も中国であることが多かった）。さらに当時の賠償において、われわれの目を引くのは、「日本の対応の非一貫性」である。相手国により、また事例により、日本政府の賠償に対する反応は大きく異っている。

⑥ このような特徴および変化の背景としては、まず、日本人の海外進出の方向が限定されてきたことが挙げられる。当時、アメリカやカナダでは、日本人移民の受容れを制限する政策を採りつつあり、それがこの方面における賠償事例の減少につながった。また中国における内政の混乱は、同国内での賠償事件の続発に結びついた。さらに「日本の対応の非一貫性」については、賠償問題に対する輿論の影響力が増大したことや、対外政策における賠償問題の副次的性格がこの時期に明かになってきたことが、その背景として考えられる。

# 大正期における日本の国家間賠償 (一)

伊藤信哉

## 目次

- 序 本稿の目的と構成
- 第一章 具体的賠償事例(以上五八二号)
- 第二章 賠償に至らなかつた事例(以下本号)
  - 一 漢口事件(一九一三年)
  - 二 新邱炭礦事件
  - 三 日ソ国交樹立関連
  - 四 常德事件
  - 五 上海内外棉事件
  - 六 上海御真影不敬事件
  - 七 重慶事件(一九一九年)
  - 八 ターラック事件
  - 九 長沙事件(一九一三年)
- 第三章 参考事例
  - 一 榭原農場問題
  - 二 山東權益還付問題
  - 三 鎮江事件
  - 四 雲陽丸事件
- 第四章 大正期の国家間賠償の特徴
  - 一 賠償類型からみた特徴
  - 二 地域および相手国からみた特徴
  - 三 変化の背景
- 結 今後の課題

## 第二章 賠償に至らなかつた事例

### 一 漢口事件（一九一三年）

一九一三（大正）二年八月二一日、中支派遣隊の西村陸軍少尉が、従卒を連れて漢口の江岸停車場を偵察していたところ、中国側に捕まって軍服を剥ぎとられたうえ、数時間監禁されるという事件が起つた。事件の発端について双方の言い分は大きく喰違つたが、漢口の日本総領事は現地調査などを踏まえて「事件は、最初に日本の従卒が中国の士官に切りつけ、そのため中国側に取押えられて殴打監禁された」と推定している。

外務省は総領事の意見を妥当と認めしたが、非は全面的に中国側にあるとする陸軍の主張もあり、この問題に「事の発端はともかく、わが国の軍人が制縛監禁され、侮辱を受けたことが問題である」との理由をつけて、中国側を追及する。

中国側は、事実関係を究明したうえ、両国が自国の責任者をそれぞれ処罰することで決着を図りたいと要望。しかし日本側はこれを拒絶し、真相解明の棚上げを主張するとともに、侮辱行為に関する責任者の処罰と、日本政府に対する遺憾の意の表明などを、中国側に強く求めた。なお、

陸軍大臣はこの要求案を作成する際に、賠償金も請求するよう主張したが、閣議はこれを認めなかつた。

既述の通り、両国間にはこの時期、南京事件などの懸案があり、日本側の強硬な態度もあって、これらの要求は九月一五日、すべて中国側に受容られる。そして同月末までに、軍法会議による責任者の処罰や日本政府に対する陳謝などが実行され、事件は解決した。

ところで、漢口事件そのものは、以上のように中国側の屈伏によって決着したのであるが、事件の発端の究明は、課題として残されたままであつた。そのため一九一三（大正）二年九月二九日、中国外交部は駐華公使に覚書を送り、日本兵による中国士官の刺傷に関して、加害士官の嚴罰とその結果の通知、負傷者に対する治療費の賠償、所属部隊の責任者と漢口総領事による陳謝を要求する。中国側は、さきに日本側の諸要求をあえて受諾したのは、両国関係の大局を慮つたためであり、もしこの件で日本側が要求を拒絶すれば、先の中国側の譲歩も水泡に帰することになるとして、せめて、日本側の関係者を軍法会議に付することだけでも承諾してほしいと訴えた。

日本側は考慮の末、この中国側の要求を受容れる。そして一九一三（大正）二年二月、中国側に、本件を陸軍法官部特別委員の調査に付託すると通知し、問題を落着させ

た。なおこの調査は、日本兵の側には何ら落度はなかったとの結論を出しており、翌年二月一四日付けで、その旨が中国側に伝達されている。

## 二 新邱炭礦事件

日本政府は以前から、直隸省朝陽府阜新県管内に位置する新邱炭礦の価値に注目し、その採掘権の獲得を希望していた。<sup>(3)</sup>一九一四(大正三)年六月、外務省はその機会が到来したと判断し、さしあたり現地調査のために、大倉組から技師など三名を、現地へ内密に派遣する。

しかし同月二八日、奉天省の新民から二日ほどの距離にある葦子溝付近で、技師の一人が何者かに殺害され、これが両国間で外交問題として取上げられることになった。日本側は当初、犯人の処罰などに加えて、慰藉金などの名目で三万円を支払うよう中国側に求める。そして中国側が財政窮迫を理由に難色を示すと、これを撤回する代償として、大倉組に新邱炭礦の採掘権を与えるよう求めた。中国側がこれを受諾したため、日本側は賠償に関する要求を取下げている。<sup>(4)</sup>

この事件は、実際に賠償金がやりとりされたわけではないが、炭礦の採掘権という重要な権益を獲得するため、賠償要求が取引材料として利用された事例である。

## 三 日ソ国交樹立関連

一九一七(大正七)年一月のソヴィエト政權の樹立、また翌年八月からはじまったシベリア出兵により、日露関係は事実上断絶した。日本がソヴィエト政權を承認し、両国間に国交が成立するのは、一九二五(大正一四)年一月になってからである。それまで両国は、極東共和国(ソヴィエト側が緩衝国として一九二〇年四月に創設。一九三一年一月まで存続)などを通じて数次にわたる交渉を行い、関係改善の妨げとなる諸案件について折衝した。ここでは、ニコラエフスク事件に対する賠償や、シベリア出兵による現地住民の被害に対する賠償なども討議されている。

### ① ニコラエフスク事件

シベリア出兵開始直後の一九一八(大正七)年九月、樺太の対岸、アムール川の河口付近に位置する都市、ニコラエフスク・ナ・アムール(Nikolaevsk-na-Amure)は、同地上陸した日本軍によって占領された。<sup>(5)</sup>ところが一九二〇(大正九)年になって、同地をバルチザン約四〇〇〇名が包圍、熾烈な戦闘の末に奪回する。それから二か月半後、日本の救援隊が現地到着するが、バルチザンは撤退の際に、現地住民一万二〇〇〇名のうち数千名を殺害していた。日本人も、捕虜として収監されていた将兵がすべて処刑さ

れたほか、女性や子供を含む在留邦人もほぼ皆殺しとなる。この事件における邦人の犠牲者は、戦死者を含めると軍人三五一名、居留民三八〇余名に上り、その中には現地に駐割する日本の副領事とその家族も含まれていた。

国交樹立交渉の席で日本側は、一貫してこの事件に対するソヴィエト政府の責任を追及。文書による陳謝と、損害賠償の支払を要求した。これに対してソヴィエト側は、シベリアにおける日本軍の同様の行為に対して、日本側が遺憾の意を表明し、損害賠償を支払うならば、ソヴィエト政府も日本側の要求に応じると回答する。

その後の交渉により、結局日本側は、北樺太その他において、資源開発に関する長期の利権を得る代りに、本件に対する賠償要求を抛棄する。ソヴィエト側も当初の主張を取下げ、本件に対する陳謝を、一方的に行うことになった。一九二五（大正一四）年一月二〇日、日ソ基本条約の締結と併せて、ソヴィエト側代表が、事件に対して遺憾の意を表した付属公文に署名をし、これにより本件は落着いた。

## ②北樺太割譲問題

ニコラエフスク事件が発生すると、日本政府は一九二〇（大正九）年七月、「帝國政府ハ国家ノ威信ヲ全ウセムカ為必要ナル措置ヲ執ラサルヘカラス、然ルニ目下實際上交渉シ得ヘキ政府ナク如何トモスルコト能ハサル情況ニ在ルニ

依り、将来正当政府樹立セラレ本事件ノ満足ナル解決ヲ見ルニ至ル迄、薩哈連州内ニ於テ必要ト認ムル地点ヲ占領スヘシ」との声明を発表し、北樺太などに兵力を送ってこれを占領した。

その後、国交樹立交渉で同地からの撤兵が問題となる。日本側は、同地はもともとニコラエフスク事件の解決に対する保障として占領したものである以上、同事件に関して満足な解決が得られない限り撤兵することはできないと主張した。そしてこの際、同事件に対する金銭賠償の代りに、ソヴィエト側から一定の価格で北樺太を買取ることにしたいと申入れた。

この提案にはソヴィエト側も一時乗り気となったが、価格について日本側が一億五〇〇〇万円前後を提示したのに対し、ソヴィエト側が一〇億から一五億ルーブルを主張したため合意に至らず、結局この提案は実を結ばなかった。

## ③シベリア出兵によるソヴィエト側の損害

国交樹立交渉で、日本側はニコラエフスク事件に対する賠償に固執したが、逆にソヴィエト側は、日本軍もシベリアにおいて現地住民に多大の損害をもたらしたとして、その賠償を要求した。たとえば一九二二（大正一一）年九月から始まった長春会議で、ソヴィエト代表は、日本の出兵によるロシア人被害の問題を、議題として取上げるよう求

めている。しかし、日本側はこれを拒否、賠償責任についても否定した。その後、この問題は立消えとなり、結局この件についても賠償は行われなかった。

#### ④旧ロシア債権および請求権問題

第一次世界大戦中、日本は武器輸出や国債購入などにより、ロシアに対して莫大な債権を有していた。また革命の動乱の際、同国内に邦人が所有する財産についても、ソヴィエト政府から徴発されたり、掠奪に遭ったりして甚大な被害を蒙った。これらの債権と請求権の処理も、国交樹立交渉における難題の一つとなる。

日本側は、これらの損害はソヴィエト政府が補填すべきと主張したが、ソヴィエト側の容れるところとならず、結局日ソ基本条約では、本件を今後の審議に付することで決着した(付属議定書(甲)第二条)。しかしその後、この件が両国間で商議されることはなく、そのままとなったようである。

#### 四 常德事件

中国各地で五・四運動による日貨排斥が続くなか、一九一九(大正八)年五月二六日の夜、湖南省常德において、日本人商店三戸を暴徒が襲撃する事件が発生した。

事件の報に接した日本政府は、長沙領事館から現地の人

を送り、襲撃の経緯や損害について調査させる。また事件の二日後には、駐華公使が外交総長代理と会見し、この種の暴動に対して、有効適切な取締を行うよう嚴重に申入れた。

その後、常德に派遣された長沙領事館員と、常德県知事および警察厅长との間で善後交渉が進められる。その結果被害に対して、六五七七元(光洋元)を中国側が支払うことで、事件の解決を図ることが内々に合意された。

しかし、解決案に調印する段になって、知事らは長沙からの電命によりその態度を翻す。まもなく交渉の場は長沙に移され、長沙領事と中国側の交渉員の間で議論が再開されたが、中国側は常德が開港地であることを理由に、中国政府に責任はないと主張、さらに、邦人の同地からの退去を要求してきた。

これに対して駐華公使は一九二〇(大正九)年五月四日、外交総長代理に書翰を送り、以下のように論じた。まず常德の地位であるが、同地は一九〇五(明治三八)年以来開港地となっている。同地では、日本人のみならず他の外国人も、長年にわたって経済活動を続けてきており、中国側が今回急に退去を求めするのは不当と言わざるをえない。さらに、外国人の生命財産に対する保護の義務が、開港地であるか否かを問わず適用されることは条約に明定されてお



り、今回の件でこの問題を持ちだすのは不適切である。いずれにしても事件当時、襲撃の現場に中国の警察兵がいたにもかかわらず、傍観するだけで何ら対策をとらなかったことなど、当局の対応には問題が多く、中国政府がその責任を負うのは当然である。

その後、外交部と駐華公使は本件に関して、今一度文書を交換している。しかし、何ら具体的な進展をみないまま立消えとなったらしく、賠償についても、結局支払われることなく終わったようである。

## 五 上海内外棉事件

一九一九（大正八）年六月八日、上海共同租界内にある内外棉株式会社の工場で暴動が起きた。その結果、工場と事務所のガラスが破碎され、邦人三名が重軽傷を負う。

会社側は上海の日本総領事に働きかけ、中国政府に損害の賠償を要求するよう求める。しかし総領事は、共同租界内の事件は中国政府ではなく工部局の管轄であるため、中国政府にその責任を問うことはできないとし、また事件前後の工部局の措置にも、その責任を追究するほどの落度はなかったと指摘。さらに以上のような法律論とは無関係に、威嚇などによって中国側から無理に賠償を取り立てる策も考えられるが、今日の状況においてこの方策を採るには相

当の考慮を要するとして、会社側の要求を却けた。

その後会社側は、農商務省を通じて外務当局の再考を求めているが、結局その主張が取上げられることはなかった模様である。

## 六 上海御真影不敬事件

一九一九（大正八）年六月二二日、上海の共同租界で、大正天皇の写真に悪戯を加えたものが貼り出されているのが発見された。中国側は直ちに日本総領事のもとへ人を送り、遺憾の意を伝えるとともに、犯人捜索に努力することを約束する。しかし、寧波や汕頭などで類似の事件が発生したことから、事件が日本国内で報じられて騒ぎとなったことなどから、日本側は本件について北京で交渉することとし、以後この問題は、駐華公使と外交部の間で処理されることになった。

日本側は、事件に対して中国政府が、自発的に遺憾の意を示すよう求める。中国側もこれを承諾、まず外交部参事を日本公使館に派遣して、口頭で遺憾の意を伝えた。さらに外交総長代理は、七月二八日付けで同趣旨の覚書を認め、日本公使に送付する。日本側も中国側の一連の措置に満足の意を示し、ここに事件は落着した（本件について、賠償は一度も問題となっていないようである）。

七 重慶事件（一九一九年）

一九一九（大正八）年六月一七日、四川省重慶の日本領事館で招宴の最中、門前に待機していた中国側の護衛兵らが、領事館の門標や、掲げられていた菊の紋章に泥土を投げつけて汚損する事件が発生した。護衛兵らはさらに領事館に侵入し、備品の置時計を窃取する。招宴の後、これらの犯行を発見した日本領事館事務代理は、中国側の交渉員に抗議を申入れ、然るべき解決案を、中国側が自主的に提案するよう要求した。

中国側は、先に発生した上海御真影不敬事件（本章第六節）に対する謝罪の際に、本件についても併せて陳謝しているが、これとは別に、犯人の捜索と厳罰、損害の賠償、関係者による謝罪を解決条件として提示する。日本政府はこれらの条件のうち、賠償については「被害は軽微であり、中国官憲から弁償された備品をそのまま使うのも面白くない」との理由から謝絶することにし、その旨中国側に返答した。

その後、九月二五日に中国政府を代表して交渉員が、また地方官を代表して県知事と警察署長が領事館を訪れ、事件に対する謝罪をおこなっているが、右の理由から損害の賠償は実施されなかった。

八 ターラック事件

一九二一（大正一〇）年七月二〇日の未明、カリフォルニア州のターラック (Turlock) において、暴徒が農園などから日本人労働者五八名を連行し、市外に放逐する事件が発生した。事件は、農園での働き口を日本人労働者に奪われたことを不満とする、現地労働者の煽動により発生したものであったが、日本人側が暴徒の指示に抵抗せず従ったため、暴力沙汰とはならず、けが人も出なかった。また日本人の所持品が奪われることもなかった。

日本政府は、総領事を通じて同州知事に事件の真相明と、適切な善後処置を求める。これを承けて知事側は、遺憾の意を表明し、また事件に荷担した者を逮捕して裁判にかけた。この裁判は、被害者側の証言が十分に得られなかったこともあって全員が無罪となるが、裁判自体はきわめて公正に行われたようである。また日本側も、賠償などそれ以上の要求はしなかった。

なお、事件に対しては知事のほか、上院議員や現地の排日協会会長、サンフランシスコ商業会議所なども非難の声明を出している。また輿論も概して、このような暴力的な邦人排斥には否定的であったようである。日本側が本件についてそれほど強い態度をとらなかったのは、このような

米國側の反応も影響したものとと思われる。

## 九 長沙事件（一九三三年）

一九二三（大正二二）年六月一日、湖南省の長沙において、寄港中の日本の砲艦伏見から上陸した陸戦隊が、埠頭に集結していた群衆に発砲する事件が発生した。当時は中国各地で、旅順と大連の回収を求める排日運動が続いており、事件はその中で発生したものであった。発砲の結果、中国人二名が死亡、負傷者も多数発生し、これが両国間で外交問題としてとりあげられる。

事件の数日後、中国側は湖南省長や駐日臨時代理公使などを通じて、日本側に責任者の処罰、死傷者に対する弔慰金と治療費の支払、公式の陳謝、将来の保障を要求する。しかし日本側は、本件は群衆が投石などによって、陸戦隊に危害を加えたため発生したものであり、日本側の措置は正当防衛にあたりと反論した。

その後、同地に來航した日本の軍艦の撤退や、避難中の在留邦人の復帰をめぐる交渉がはじまったため、本件に関する交渉は一時棚上げされる。同年一月になって、ようやく解決交渉が再開されたが、双方の言い分は平行線を辿り、やがて立消えとなつてしまつたようである。

## 二〇 関東大震災後の中国人殺害

関東大震災直後の一九二三（大正二二）年九月、東京府南葛飾郡大島町（現在の江東区大島）などで、僑日共済会会長の王希天ほか数百名の在留中国人が、軍隊や警察、自警団によって殺害された。しかし、日本政府は一月七日、関係閣僚（首相・外相・内相・陸相・法相）が会議を開き、事件の隠蔽を決定する。そして同年一二月に、王正廷を团长とする中国側の現地調査団が日本を訪れた際にも、真相を明かにすることなく、「調査はしたが、組織的な殺害を裏付けるような証拠は一切見つからなかつた」と主張した。事件から五か月後の一九二四（大正一三）年二月二五日、外交総長は駐華公使に書翰を送り、正式に犯人の嚴罰、被害者遺族への救恤金の給付、将来の保障を求めたが、日本側はこの要求も拒否している。しかしながら、多数の在留中国人が震災を境に姿を消したことは事実であり、日本側もこの点については遺憾との立場をとつた。そして同年五月、慰藉料として二〇万円を提供することを閣議決定し、中国側に申し出る。しかし中国側が、本件を長沙事件（本章第九節）と一括して解決しよう主張したこともあって、結局この慰藉料も支払われることなく終つたようである。

## 二 メキシコ革命

一九一〇(明治四三)年から二〇(大正九)年まで、メキシコでは数次にわたる革命と、それに伴う内乱が続いた。内政の混乱は、在留邦人にもさまざまな被害をもたらす。これらの被害に対して日本政府は、現地に人を派遣して実情を調査するなどしているが、積極的にメキシコ側に損害の賠償を求めることはなかった。

一九二三(大正二二)年一月、メキシコ駐劄日本公使は、本国政府に対して本件に関する意見具申を行う。公使は、これまでの邦人の被害について、死者六名(内二名は自ら従軍して戦死)、財産上の損害を三九件分、約一八万五四〇〇ペソと見積つた上で、米国の数億ドル、英独仏等の数百から数千万ドルの被害に比較すれば僅少としている。そして、現在のメキシコ政府の財政状況からみれば、賠償を要求しても支払の見込みはないとして、ここで取れるあてもない賠償に固執するよりは、むしろ財産上の損害分だけでも自発的に抛棄することで、メキシコ官民の好意をさらに増したほうが、今後の在留邦人の経済的発展を図るうえからも得策であると進言した。

日本政府もこの意見を適当と認め、被害邦人の説得と併せて、時期を選んでメキシコ政府にその旨を伝えるよう、

訓令を発する。一九二四(大正一三)年九月、日本公使はメキシコの外務長官と覚書を取り交し、内乱により在留邦人が蒙つた財産上の損害に対する要求を、正式に抛棄した。

## 三 米国旗窃取事件

一九二四(大正一三)年七月一日、東京市赤坂区に位置する、米国外務省の敷地(建物は震災で焼失)に何者かが侵入し、掲揚されていた米国旗を引降して盗み去る事件が発生した。この日はちょうど、米国で排日移民法が施行された日にあたり、犯行は同法に抗議するためのものと推定された。

事件の報に接した幣原外相が、ただちに閣議に諮つた結果、政府としては一応、米国側に遺憾の意を表することが適当ということになる。これを承けて、事件当日の夜七時、外相自らが帝国ホテルに米国臨時代理大使を訪ねてその旨を伝達した。一方、事件を知らされた警視庁では、議会出席中の警視総監を直ちに呼び戻して対策を協議。憲兵隊などの応援も乞うて、容疑者の逮捕にむけて大規模な捜査を開始した。

事件の翌日、犯人は大阪で逮捕され、共犯者二名とともに起訴される。また盗まれた国旗も、同月六日に米国側に返還された。これらの措置に対して米国外務省は、日本側

の迅速な対応に敬意を表するとの声明を発表、犯人の処罰についても日本側の裁判に一任して、その引渡を求めるとはなかった（犯人に対してはその後、東京地裁で懲役六か月執行猶予二年が言い渡された）。また賠償についても米国側は、とくに要求することはなかった。

### 三 重慶事件（一九二五年）

一九二五（大正一四）年六月七日、重慶にある邦人経営の旅館が暴徒に襲撃され、財貨の掠奪を受けた。事件は、同地に停泊していた日本海軍の砲艦比良の下士官が、旅館の前で中国人轎夫を殴打したことが発端であった。掠奪は二時間におよび、たまたま現場に居合せた比良の主計長も、暴徒によって拉致された（まもなく解放）。

事件の発生を知らされた日本領事は、直ちに部下の警官を現場に送り、一方で中国当局に暴徒の鎮圧を要請する。そして六月一八日には、四川省長と交渉員に対して正式に、犯人の処罰と遺憾の意の表明、損害の賠償を求めた。ただし請求金額は、被害の実額である九三九・五ドルにとどめた。これに対して四川省長は、六月二四日に領事と面談した際に、調査のうえ賠償の支払に応じると明言している。

しかし当時の重慶は、五・三〇事件の影響で排日の空気がきわめて強く、六月二六日に比良の士官と中国兵の乱闘

が発生、翌日には現地での在留邦人が汽船に避難する騒ぎとなる。そのため本件の処理は遷延し、結局そのまま立消えとなってしまったようである。

なお、本件と同じ頃に発生し、同じく立消えになったものとして、汕頭事件がある。これは、一九二五（大正一四）年七月一日夜、広東省汕頭において発生した日英台人商店への襲撃事件で、その被害は、日本に関しては六戸分、銀四万二四二〇ドルおよび金一三五〇円に上った。その後、現地で善後交渉が開始されたが、こちらも結局うやむやになった模様である。

### 第三章 参考事例

#### 一 榊原農場問題

清朝の滅亡後、奉天では、新たに設立された溥豊模範農場会社が、清朝の皇陵地に付属する広大な草地の農地化を進めていた。しかし一九一四（大正三）年三月、邦人記者榊原政雄は、会社の理事である崔洵生と前年四月の日付で契約を結び、金二万円と引換えに会社が管理するすべての土地を、三〇年の期限で租借する。

この契約に対して中国の外交部が異議を唱えた。六月二四日付けで外交部は、「溥豊公司には前年六月の時点で、

奉天都督から解散命令が出されている。また榊原と崔の取決めも、その内容は明かに法律に触れるものである。いずれにせよ契約は無効である」として、農場返還の斡旋を、駐華臨時代理公使に依頼し、以後本件は日中間の外交案件となった。

最初の契約の際、榊原に資金を融通したのは満鉄であり、また関東都督府陸軍部（後の関東軍）も、農場に憲兵を派遣するなどの援助を与える。さらに代議士数名も彼を支援しており、そのため榊原の態度は強硬であった。しかし外務省は、彼の態度や言動が現実には中国側の反撥を招いており、ひいては他の邦人の入植にも悪影響を及ぼすと判断、中国側の買戻し要求に応じさせることにする。その結果、一九一五（大正四）年二月二日、榊原の代理人と公司の委託人との間で、金二〇万円の支払などを条件に農場を明渡す契約が結ばれた。

本件について日中の外務当局者は、しばしば非公式に協議を行っているが、最終的な買戻し交渉に直接関与したわけではない。また、最後に結ばれた契約にも、当局の間人は調印していない。二〇万円の支払も、当事者間で直接行われたようである。これらの事実を考慮して、筆者は本件を、国家間賠償には当たらないと判断した。

## 二 山東権益還付問題

一九一四（大正三）年八月、日本は第一次世界大戦参戦とほぼ同時に膠州湾租借地（青島）を攻略し、あわせて山東鉄道などのドイツ諸権益を手中に収めた。そしてパリ講和会議において、これらの権益をドイツから継承することを主張した。

一方、講和会議に連合国の一員として参加した中国政府は、この日本の主張に強く反対する。中国代表は会議の席で、山東の諸権益をドイツに許与した一八九八（明治三二）年の条約は、一九一七（大正七）年の中国の対独宣戦によって失効したのであり、これらの権益は当然、中国が回収すべき性格のものである、と訴えた。

しかし、この中国の主張は会議の認めるところとならず、山東権益は日本に譲り渡されることになる。この決定が伝わり、中国国内ではいわゆる「五・四運動」が生起し、曹汝霖など親日派要人の罷免、銭能訓内閣の辞職にまで発展。講和会議の中国全権も、条約への調印を拒否せざるを得なくなった。そして以後、この山東権益をいつ、どのような形で中国に還付するかが、日中関係における重要懸案となる。

一九二一（大正一〇）年一月、海軍軍縮問題や極東・

太平洋問題を討議するため「ワシントン会議」が開かれた。

このとき両国の代表は、本件に関する本格的な協議を始め、そして二か月にわたる交渉のすえ、一九二二（大正一

一）年二月四日に「山東懸案解決ニ関スル条約」を締結した。続いて同条約の実施に関する交渉が同年六月から北京で始められ、一二月に「山東懸案細目協定」および「山東懸案鉄道細目協定」として、それぞれ調印される。これらの取決めににより、日本は山東省の旧ドイツ権益を中国に還付することとなった。一方、中国側も、山東鉄道とその附属財産、鉅山の採掘権などを回収するかわりに、その代価を補償することになった。

具体的な金額および支払方法は、条約や細目協定によって詳細に規定されたが、その名義は「補償」「償却」あるいは「償還」が用いられ、賠償や償金といった語は見当らない。すなわち、この件で中国側が支払うべき金銭について、日中両国は明かに、それらを「財産の譲渡に伴う対価」とみなしており、かつての「樺太千島交換条約」あるいは「遼東半島還付条約」とは、その点で大きく異っている（この点については、第四章第一節であらためて検討することにしたい）。したがって、この山東権益の還付に伴う日中間の金銭の授受も、賠償とはみなしがたい。

### 三 鎮江事件

一九一九（大正八）年一〇月一五日頃、江蘇省鎮江にて、邦人雜貨商が発送した荷物三箱が、排日学生によって掠取される事件が発生した<sup>④</sup>。事件の報せを受けた南京駐劄日本領事は、直ちに県知事と交渉員に連絡をとって善処を求めた。しかし、荷物を奪った学生たちは、同月一七日、知事や警察の制止にも応じず、これを焼き棄ててしまった。

その後の調査で、現地官憲は事件に対して、できるかぎりの手を尽していたことが判明。そのため日本側は、特に中国当局の責任を追求しなかった。また現地の有力者は、当局と被害者の斡旋に奔走し、その結果、被害額一五九〇ドルに対して、当局から一五〇〇ドルが支払われることになった。

本件について日本の南京領事は、中国の交渉員から事後処理について報告を受けた際、類似事件の再発防止などを要請している。しかし賠償に関しては、被害者に「直接賠償に依りては構わない」と指示しただけで、具体的な交渉には一切関与していない。また、賠償金についても中国当局は、領事を介さず被害者に直接交付しており、領事は後からその報告を受けただけである。以上の点から観るならば、本件もまた、国家間賠償には当たらないと判断される。

#### 四 雲陽丸事件

一九二六（大正一五）年一月二三日、重慶から宜昌に向けて長江を下航していた日清汽船の雲陽丸が、舳先を横切った民船に衝突し、沈没させる事故が発生した。衝突直後、雲陽丸は停船不可能な状態にあったため、そのまま現場を離れ、民船に乗っていた中国兵や軍馬が溺死する。

日本側は、事故の責任は民船の側にあると考えたが、本件が中国国民の排日感情を刺戟することを懸念し、穏便な解決を図ることにする。まず重慶領事代理は、溺死した中国兵が所属する部隊の総司令のもとへ領事館員を送り、事故の経緯について説明させた。また宜昌に停泊中の砲艦保津の艦長も、現地の領事代理と相談の上、長江を遡航して河岸の中国軍駐屯地に赴き、関係者に説明を行う。さらに、中国軍関係者と日清汽船の間でも積極的に情報を交換し、事件の詳細を取調べたうえ円満解決を図ることで意見を一致させた。

これら一連の措置に対して、中国の総司令も満足の意を示す。しかしその後、犠牲者の数などを巡って、中国軍との交渉は一時停頓した。そこで日本側は、これと並行して進められていた、民船の船主との折衝を先に落着させることにする。この方針にしたがって、一月一日、宜昌の

日本領事館で日清汽船の代表と民船船主の交渉が行われ、その結果、会社が船主に、救恤金として八〇〇ドルを支払うことになった。

この民船の被害に関する賠償交渉は、もっぱら同船の所有者と、日清汽船の間でなされたものである。日本政府（宜昌領事代理）は、交渉に立会うなど側面からの援助は行ったが、その内容に直接関与したわけではない。また中国政府も、本件の賠償には全く関係していない。そのため本件は、国家間賠償とは認めがたい。

#### 第四章 大正期の国家間賠償の特徴

本章では、これまで概観してきた諸事例のなかに見出される、当時の国家間賠償の特徴について、明治期の事例と比較しつつ検討する。明治期の国家間賠償とその特徴については、これまで本誌上に、数回にわたって発表した論稿<sup>④</sup>において検討しているので、そちらを参照されたい。

##### 一 賠償類型からみた特徴

##### ①賠償の五類型

筆者はすでに、多種多様な国家間賠償の諸形態を整理するための枠組として「賠償の五類型」を提示している。す



なわち、

- ・ 国際違法行為に対する法的義務の履行としての損害の補填のうち、直接の被害者が国家であるもの（第一類型）
- ・ 国際違法行為に対する法的義務の履行としての損害の補填のうち、直接の被害者が私人であるもの（第二類型）
- ・ 紛争の政治的解決のための金銭の給付（第三類型）
- ・ 戦費賠償（第四類型）

・ 領土等の授受に伴う金銭の給付（第五類型）の五つである。この賠償の五類型は、もともと明治期の諸事例を整理するために提示したものであるが、筆者は、これが大正期の事例分析にも有用であると考ええる。

しかし大正期の事例には、明治期のそれと比較して、いくつか重要な変化が生じていると考えられるので、この点を確認しつつ、その特徴について考察することにしたい。

## ② 武力紛争後に実施される賠償の変容

第一次世界大戦のあと、ドイツなどの敗戦国によって賠償金の支払が実施された。しかし、その内容を詳しく見てみると、そこには、従来の武力紛争の後に実施される賠償とは、明かに異なる特徴が見てとれる。その特徴とはすなわち、「第一および第二類型の賠償枠組の導入」である。

第一章第五節において説明した通り、大戦のあとに締結されたヴェルサイユ条約によって、ドイツは、交戦期間内

に連合国の人民が被った損害を補填することが義務づけられた。そして、具体的にどのような損害が補填の対象となるかは、同条約第八編第一款の第一附属書に詳しく規定された。

そこに列挙された項目を見ると、その多くは「ドイツおよびその同盟国が、戦時中に犯した国際違法行為に由来する損害」である。たとえば、第二項の「場所の如何を問わず独逸国またはその同盟国の残忍、兇暴または虐待行為の犠牲となりたる普通人民およびその生存被扶養者の損害」や、第四項の「俘虜に対する各種の虐待に基く損害」、第八項の「独逸国またはその同盟国が正当の報酬なくして労働を強制したるため普通人民の受けたる損害」などである。

このように第一次世界大戦の賠償は、その内実において「国際違法行為に対する法的義務の履行としての損害の補填」、つまり第一および第二類型としての性格を色濃く持っており、この点で、かつての日清戦争に対する賠償などは、その性格を大きく異にしている。

しかし、右の点から第一次世界大戦による賠償を、すべて第一・第二類型の枠内に収まるものと判断し、「伝統的な戦費賠償である第四類型は、大正期になって消滅した」とするわけにはいかない。なぜなら、第一附属書に列記さ

れた要償項目のうち幾つかは、国際法上適法な行為による被害をも包含しているからである。具体的には、第五項の「連合国国民の被りたる損害として傷痍を受け疾病に罹りまたは不具廢疾となりて戦争の犠牲となりたる陸海空軍軍人およびその被扶養者に対する一切の恩給金」、第六項の「俘虜ならびにその家族および被扶養者に対する連合国政府の扶助費」、第七項の「動員せられたる者または軍務に服したる者の家族および被扶養者に対する連合国政府の給与額」であり、この三項目については、そこに含まれる損害のすべてが「国際違法行為に由来する損害」にあたることは言いがたい<sup>50</sup>。したがって、これらの損害に対する賠償に關しては、従来通り、国際違法行為とは無関係な、「戦敗国への懲罰、戦勝国の特権」としての賠償、第四類型の賠償に近いものとみるべきである。

### ③第五類型の消滅

大正期日本の国家間賠償に生じた、もう一つの重大な変化は、第五類型、すなわち「領土や大規模な公有財産の授受に伴う賠償」の消滅である。

もともとこの類型は、賠償概念の周縁に位置するものであり、本質的には「代価の支払」にすぎない金銭の授受を、特例的に賠償と呼称したものであった。しかし、大正期に行われた山東半島権益の還付(第三章第二節)の場合、鉄

道や鉱山などの移転(transfer)に対し、中国政府が支払う金銭については、もっぱら「補償(compensation)」「償却(reimbursement)」あるいは「償還(refund)」という言葉が用いられ、賠償あるいは償金(indemnity, reparation)という語は用いられなかった。

この変化は、同様の金銭授受に關して、明治前期の事例では「償金(indemnity)」と呼んでいたものが、明治後期になると「報償金(compensatory indemnity)」に変わった<sup>51</sup>、その趨勢の帰結といえる。いずれにせよ、大正時代にはもはや、かつてと同じように領土や大規模な公有財産の移転があっても、その対価として支払われる金銭を「賠償」と呼ぶことはなくなった。つまり、この段階で賠償の第五類型は消滅したものと考えられる。

しかし、大正期に入ってこの類型が消滅したという事実から、国家間賠償に關して、なんらかの実質的な変化が生じたと判断するのは適当でない。むしろ日本政府の賠償概念に關する理解と整理が進み、その結果として生じた現象と解釈すべきであろう。そのため、このような理解がひとたび確立された以上は、昭和期以降も、この第五類型が復活することはないと予想される。

### ④第一・第二類型と第三類型の境界の曖昧化

このように大正時代には、武力紛争のあとに実施される

賠償に変化がみられ、また第五類型の消滅といった現象が生じているが、それ以外にも注意すべき点がある。それは「第一・第二類型と第三類型の境界の曖昧化」である。

次節でもみるように、大正時代は日中間の賠償事例が増した。しかし、個別の事例について検討すると、そこで支払われた賠償の位置づけが、いまひとつ曖昧なものが少なくない。たとえば、広州事件(第一章第一節)で、中国側は日本の総領事に正式に陳謝し、また要求通り銀五〇〇〇ドルを支払った。その一方で中国側は、支払の名義を賠償金ではなく慰藉料とするよう求め、またその形式を、日本側の要求に応じて支払うのではなく、中国が自発的に提供するかたちにしたと主張している。はたして、ここで支払われた慰藉料は、中国側が正式に陳謝していることなどから、自らの法的責任を認めたいものである(つまり第二類型)と解釈すべきであろうか。それとも、形式上は中国側が自発的に提供していること、またその名義をわざわざ慰藉料にあらためたことから、政治的判断に基いて支払われた賠償(つまり第三類型)とすべきであろうか。

この点については、中国側の史料も参照し、中国側がいかなる判断に基いて賠償の支払を判断したのかを明かにしなければ、決定しがたいように思われる。しかしそれはともかく、このように一見しただけではどちらの類型に属す

るか判断しがたい事例が、大正時代に入って増加した。これもまた、当時の国家間賠償を考える上で重要な特徴とされる。

## 二 地域および相手国からみた特徴

次に、賠償事例の発生地とその相手国から、当時の国家間賠償を特徴づけてみたい。

### ① 支払国事例の減少

明治後期に引続き、大正時代においても日本は、賠償支払国となるよりも賠償受領国となることの方が多かった。これは、第一章に挙げた諸事例からも明かである。

### ② 事例の発生場所の再収縮

大正期の国家間賠償で顕著なのは、賠償事例の発生場所の「再収縮」である。

明治前期において、賠償の契機となる事件は、もっぱら日本国内か朝鮮半島、中国大陸で発生していた。それが明治後期になると、ハワイや北米大陸、ペーリング海などでも起きるようになる。

ところが大正期に入ると、ふたたび事件の発生場所が、東アジアに特化されてくる。しかし、明治前期とは異なり、日本国内での例はほとんどなく、もっぱら中国大陸が事件の発生場所となっている。

相手国についてみても、大半の事例において、賠償交渉の相手となったのは中国であった。もちろん、ラングドン事件（第一章第一五節）や第一次世界大戦では、アメリカやドイツが賠償の相手国となっているが、事件そのものは、中国大陸（ウラジオストックと山東半島）で発生している。

### ③ 日本の対応の非一貫性

大正期の賠償事例をみて気がつくのは、日本側の対応が、相手国や事例によって、大きく異なることである。大まかにいえば、アメリカやメキシコに対しては、賠償を支払うにしても受取るにしても、相当に寛容な姿勢をみせているが、中国にたいしては、これとは対照的に、きわめて峻厳な態度で交渉に臨むことが多かった。

たとえばラングドン事件で、日本政府は簡単に自国の責任を認めただけでなく、自発的に賠償の支払を申し出ている。またメキシコ革命（第二章第一節）に際して、在留邦人が多大な損害を被っていたにもかかわらず、日本政府は当初より賠償の獲得に積極的でなく、革命が一段落したあと、簡単にその要求を抛棄した。

他方、中国に対しては、在留邦人のささいな被害に関しても、強硬に中国側の責任を追及し、ときには過大とも思われる賠償金を要求している。その一方で、関東大震災の直後に、日本国内で中国人数百名が組織的に殺害された時

には（第二章第一〇節）、政府は断乎としてその責任を認めず、賠償の支払にも、はじめのうちは応じようとしなかった。

しかも、中国を相手国とする事例であっても、一律に厳しい態度をとりつづけたわけではない。たとえば一九一九（大正八）年の寛城子事件（第二章第二節）では、交渉に際して全般的に妥協的な態度を示し、軍隊の被害に関する賠償は、最初から要求を抛棄した。しかし、この事件と当初の経緯が酷似する鄭家屯事件（第一章第一〇節）では、日本側は当初、軍隊の被害についても賠償の支払を求めており、また賠償以外にも、さまざまな条件を中国側に突きつけている。

このような、日本政府の賠償交渉における一貫性の欠如もまた、当時の賠償事例を検討したときに強く目を引く特徴である。

### 三 変化の背景

では、以上のような変化はなぜ生じたのか。最後にその背景について検討する。

#### ① 日本人の海外進出方向の限定

まず、賠償事例の発生地域の再収縮であるが、これは明かに、当時の日本人の海外進出の方向が、限定されてきた

ことを反映している。

明治時代、日本はハワイや北米大陸（アメリカ・カナダ）、オーストラリアなどに多数の移民を送出していた。しかし、これらの国々は、一九〇〇（明治三三）年頃から移民の受容を厳しく制限する政策を採り始める。日米間では一九〇七（明治四〇）年から翌年にかけて「日米紳士協定」が締結され、以後日本政府は、移民の送出自粛することになった。また、一九〇七（明治四〇）年のヴァンクーヴァー暴動を契機に、カナダとの間にも「ルミュー協定」が結ばれ、カナダへの移民もこれによって自主規制される。さらにオーストラリアでも、一九〇一（明治三四）年の「移民制限法」により日本人移民はきびしく制限されており、これら一連の措置によって、日本人は海外進出の方向を、おのずと限定されることになったのである。

そのため、かつてはハワイなどで排日の動きが起り、それがしばしば国家間賠償に発展していたのが、大正時代になると、日本人がこの方面へ新規に進出することがなくなったので、これを排斥する動きも下火となり、賠償事件も発生しなくなっていた。この傾向は当然、賠償事例全体に占める、対中国賠償事例の比率の上昇をもたらすことになる。つまり、賠償事例の大半が中国大陸で発生するようになったのは、以上のような日本人の海外進出方向の限定が、

大きく作用したものと考えられる。

### ②中国における内政の混乱

日中間で賠償事例が激増したもう一つの理由は、中国の内政の混乱である。第一章の各事例からも明かなように、当時中国で発生した賠償事件の多くは、治安当局が管内の混乱や排日暴動を、効果的に抑制することができなかったところから生じたものであった（同じことは、メキシコにもあてはまる）。この内政の混乱が、中国における賠償事例の続発に拍車をかけることになった。

一方、アメリカとの間で国家間賠償がほとんど行われていないのは、何らかの不祥事が発生したときに、両国の当局者が迅速に犯人を検挙して裁判にかけるなど適切な善後処置を講じており、それが問題の穏便な解決に結びついたためと考えられる。このことは、米国旗窃取事件（第二章第二節）やターラック事件（第二章第八節）などから明かに看取される。

### ③輿論の影響力の増大

大正期の賠償事例をみて気づくのは、それぞれの国内輿論（あるいは現地の居留民の意向）が、政府間の交渉に一定の影響力を及ぼしはじめていることである。

たとえば、南京・漢口・兗州の三事件（第一章第三節、第二章第一節）で日本政府は、激昂する国内輿論に配慮して、

駐華公使に至急電を発し、さきに日本が示した諸要求を、一刻も早く中国政府に受諾させるよう命じている。また一九一五（大正四）年の漢口・漢陽事件（第一章第七節）のとき、中国政府は自国輿論の反撥を怖れて、「日本の要求に中国政府が屈するのではなく、中国側が損害の補填を自発的に申し出るかたちにした」と訴えている。

天津事件（第一章第一節）の時も、日本の総領事が独自に算定し、中国側に内示した賠償要求額に、あとから被害邦人や居留民が異議を唱えた。その結果、正式な要求額は当初の二倍以上に引上げられ、交渉の紛糾を招いている。ラングドン事件でも日本政府は、解決交渉が難航した場合、国内で昂まりつつある反米感情を一層刺戟することになると判断し、本件をなるべく迅速に処理するという方針を立てた。そのため、本件は発生から五〇日たらずで一応の解決を見ている。

このように、大正時代の国家間賠償では、輿論の動向が、政府の態度に一定の影響力を發揮した事例が少くない。もちろん、明治時代にも同様の例はみられるが、大正期には、その傾向がより顕著になっている。

そしてこの「輿論の影響力の増大」は、さきに指摘した、当時の国家間賠償事例の特徴のいくつかつとも、密接に関係している。

そのひとつは、「第一・第二類型と第三類型の境界の曖昧化」との関係である。既述のように、当時日中間では、一方で正式に陳謝しながら、他方で「自発的に」慰藉料を支払うという、賠償金の性格をわざと不明確にするような処理方法が何度か採用された。この手法は、もちろん双方の面目を保つためのものであったが、それと同時に、双方がそれぞれ自国の輿論を納得させるためにも有効であったと思われる。大正時代に入って、この手法が多用されるようになったのも、そのためであろう。

もうひとつは、「日本の対応の非一貫性」と、輿論の影響力の増大との関係である。輿論とは、往々にして激しい感情によって動かされるものであり、先例や国際法に則した穏健な対応よりも、矯激な主張や要求の方を支持することが少なくない。個別の賠償事例に関して、日本政府が時には過剰とも思える要求を相手国に突きつけ、ときにはきわめて妥協的な態度を示したのも、そこにおいて輿論が、一定の影響力を發揮していたからではないかと考えられる。

④ 対外政策における賠償問題の副次的性格  
当時の国家間賠償の特徴の一つとして、筆者はさきに、相手国や事例ごとの対応の相違、つまり日本の対応の非一貫性を挙げた。これは日本政府と国民の、欧米諸国を重視し、中国を軽視する姿勢の現れとみることもできるし、ま

た既述のように、輿論が政策決定に影響を及ぼしているためと見ることもできる。しかし筆者は、賠償問題そのものに内在する、ある特質によるところが、最も大きいと考えている。

そもそも国家間賠償は、二国間で処理されることが多い。しかし当事国の間には、賠償以外のさまざまな懸案が、同時に存在しているのが普通である。そして賠償問題は、他のより重要な案件を処理するために、しばしば取引材料として利用されるのである。このことは、本稿で取上げた事例からも確認される。

ニコラエフスク事件(第二章第三節)に関して日本政府は、当初賠償金の支払をソヴィエト側に強く求めていた。ところが交渉を重ねるうちに、この要求を抛棄する。これは、日ソ国交の樹立という、日本にとって最重要の案件の妥結を優先させたためである。またこのとき並行して協議されていた、旧ロシア債権と請求権の問題についても、日本ははじめのうち、ソヴィエト政府による補填を要求していたが、結局はその協議を、日ソ基本条約締結後に先送りすることに合意した。これも国交樹立という、より重要な課題を優先した結果である。

日米間に発生したラングドン事件でも、日本政府はただちにその非を認め、関係者を軍法会議にかけるとともに、

自発的に賠償の提供を米国側に申し出ている。日本側がこのような協動的な態度を示したのは、体面にこだわって問題を紛糾させるよりも、迅速に処理して両国の友好関係を維持した方が得策と考えたためであろう。

メキシコ革命の際に、日本政府が、在留邦人が蒙った財産上の損害に関する賠償請求を自発的に抛棄したのも、現地の邦人の今後の経済的発展を一層容易にするという、大局的な目標を優先させたためである。もちろん、賠償を獲得できればそれに越したことはなかったであろうが、当時の駐墨大使は、メキシコ政府の財政状況からみて賠償を求めても無駄と判断していたし、日本側は、ここで要求を抛棄してメキシコ側に「貸し」を作った方が、長期的にみて遥かに利益が大きいと判断したのであった。またこれに加えて、賠償にこだわると、メキシコ情勢に必要以上にかかわりを持つことは、米国の対日警戒感を煽ることになりかねないとの判断もあつたであろう。

新邱炭礦事件(第二章第二節)は、まさに賠償要求を交渉のカードとして活用した事例である。日本は、当初から狙っていた炭礦の採掘権を獲得するため、ことさらに高額な賠償を中国側に求め、それを取上げる代償として採掘権を得たのであつた。

このように、賠償を取引の材料として利用した事例は、

枚挙に遑がない。換言すれば、国家の対外政策において、賠償問題はしばしば二次的な重要性しか与えられていない。そしてこのことこそ、日本の賠償問題に関する対応が、一貫性を欠いたものに見える最大の原因と考えられる。

また大正時代になって、賠償問題のこのような側面が特に際立つようになったのは、日本の対外関係が複雑さを増し、日本側にもそれだけ柔軟な対応が求められるようになった結果と考えられる。

## 結 今後の課題

大正時代の日本の国家間賠償は、その相手国が中国に特化したこと、そして事件の発生場所が中国大陸に集中したことが、その最大の特徴である。また賠償類型においても、第五類型が消滅したほか、武力紛争の後に実施される賠償にも、重大な変化がみられた。

本稿で筆者は、右のような変化を確認したが、今後さらに「国家間賠償」の分析を深めてゆくためには、いくつかの理論的課題を説明する必要があると考えている。ここでは、三つほど問題を提示してみたい。

まず最初は、国家間賠償の定義の問題である。これまで筆者は、あえて国家間賠償の概念を明確にせず、歴史的に

「賠償」として処理されてきた事例を広く紹介してきた。これは、あらかじめ国家間賠償について何らかの定義をくだし、それを用いて演繹的に過去の事例を整理するよりも、まず当時の史料において「賠償」とされてきた事例を広く蒐集し、そこから帰納的に「賠償概念」を定義した方が、当時の人々の賠償に対する認識を、よりよく理解できるのではないかと考えたためである。

このような立場から、筆者は明治・大正時代の六〇年間に発生した賠償事例を七〇例以上紹介してきた。そろそろ、これらの事例を概括し、何らかの「定義」を提示すべきである。筆者は現在、暫定的な定義案として「賠償とは、国家間に存する特定の紛争を処理するために当該国家間でなされる金銭給付のうち、単なる代価の支払にとどまらないものをさす」あるいは「賠償とは、国家間に存在する特定の案件の処理を名目として当該国家間でなされる金銭給付のうち、国際違法行為に由来する国家責任を解除するために、そして／または、何らかの政治的な目的のために、実施されるものをさす」といったものを検討中である。

第二の課題は、このような賠償概念がいかにして形成され、また大正末年までの六〇年間に、どのように変容していったかという問題である。

幕末から明治初年の近代国際法の受容過程については、



これまで数多くの研究がなされている<sup>⑦</sup>。そのため、本稿でいう第一・第二類型の賠償概念については、その形成過程の解明が、比較的にせよ進んでいるようである<sup>⑧</sup>。しかし、第三類型の「紛争の政治的解決のための金銭の給付」、また第四類型の「戦費賠償」については、その生成の経緯について、いまだ不明な部分が多い。はたしてこの種の賠償は、日本社会に伝統的に存在していたものなのか、あるいは幕末開国期に外国から導入されたものなのか。これらの点についても、今後さらなる分析が必要である。

また、明治初期に形成されたこれらの賠償概念が、六〇年もの間、全く変ることなく存続したとは考えにくい。第五類型の消滅や、第一次大戦後の賠償に見られる変化については本稿でも言及したが、それ以外にも何らかの変化が生じていたのではなからうか。この点も、今後明かにする必要がある。

第三は、賠償実施のための基礎的条件の解明である。国家間で賠償が実施されるのは、どのような条件が揃ったとまであるか。

具体的な損害の発生は、まさに大前提であろう。しかしそれ以外に、事件に対する加害国の対応や、加害国と被害国の力関係も、賠償の実現に何らかの影響を及ぼすのではなからうか。そしてもし及ぼすとしたら、それはどの程度

のものであろうか。さきに筆者は、大正時代の賠償事例に対する輿論の影響力に言及したが、輿論や議会の動向は、政府の賠償交渉に、どの程度まで力を持ったのか。このような、国家間賠償実施をめぐる諸条件を明かにすることも、この問題の理論的な分析の上で欠かせない課題であると考えられる。

今後は、これまで紹介してきた多数の事例をあらためて見直しつつ、以上の諸点の解明をすすめることにしたい。

注(1) 事件について詳しくは、佐藤三郎「中華民国第二革命時に起つた兗州・漢口・南京の日中紛争三事件について」『山形大学紀要(人文科学)』第六巻三号、一九六八年。また基礎的な外交史料は『日本外交文書』大正二年二冊、文書四〇〇一四、四〇七一一〇、四一三一五、四一七、四一九、四二一三、四二九、四三一一二、四三三―四一五、四三九、四四二、四四四、四四七、四四九―五〇〇、四五二、四五五、四五八、四六六、四八三、四八九、五〇二。

(2) 第一章第三節参照。

(3) この件に関する基礎的外交史料は、『日本外交文書』大正二年二冊、文書五〇八、五一二、五一三―一六、五一八、五二一―二、五二八、五四八附記五一六、五六四附記一。

(4) 本件については『日本外交文書』大正三年二冊、文書四四一―六四。また外務省外交史料館所蔵記録175-2-2-3「支那鉱山関係

- 雑件 直隸省ノ部 新邱炭鉱」。なお、阜新県は現在遼寧省に属し、新邱炭礦は、今では阜新炭田の一部を形成している。
- (5) 殺害の日付と地名については『日本外交文書』大正三年二冊、文書一三〇附屬書二。なお、犯人の素性について両国の見解は対立し、この点をめぐって交渉は遷延した。しかしその間に、中国側が炭礦の価値に気づき、あらかじめ採掘権の許与ではなく、賠償金の支払による解決を主張し始めたため、日本側は採掘権の譲与は決定済みであると反駁するとともに、犯人の素性に関しては急遽自説を撤回し、交渉を妥結させている。
- (6) ロシア革命から日ソ基本条約締結までの経緯については、外務省欧亜局第一課（田中文一郎稿）『日「ソ」交渉史』外務省、一九四二年（廣南堂書店より覆刻、一九六九年）、七一―一五二頁。小林幸男『日ソ政治外交史』有斐閣、一九八五年。西春彦監修・鹿島平和研究所『日本外交史』第一五巻、鹿島研究所出版会、一九七〇年、五一―一四頁。
- (7) 事件については前掲『日「ソ」交渉史』三八―四〇頁。川野眺明「尼港事件」（奥村房夫監修・松木繁編『近代日本戦争史』第二巻、同台経済懇話会、一九九五年に所収）。また『日本外交文書』大正九年一冊下巻、文書六〇五一―四九。
- (8) 日本側は、これら一連の行為に及んだ勢力を一般に「バルチザン」と呼び、ソヴェト政府の正規軍である赤軍とは区別した（その意味については小林、前掲書、二〇五―三五頁を参照）。しかし交渉の席では、この両者は密接な関係にあったとして、ソヴェト政府はその責を免れないと主張している（たとえば『日本外交文書』大正二年一冊、文書二八六）。
- (9) 付属公文は『条約彙纂』改訂第一巻、一九三六年、二六〇―六七頁に所収。
- なお、バルチザンと日本守備隊の激烈な戦闘が続いていた一九二〇（大正九）年三月二日未明、停泊中の中国軍砲艦江亨は、艦に接近してきた日本兵に機関銃で攻撃を加え、少くとも兵士三名を殺害した（ニコラエフスク中国砲艦事件）。同年九月、日中共同調査が実施され、右以外にも江亨の措置に不都合な点がいくつか発見されたため、日本政府は中国側に、陳謝や責任者の処罰、弔慰金の支払を求める。
- 中国側も責任を認め、一九二〇（大正九）年二月二日付けで、日本の要求を受諾した。弔慰金については、ニコラエフスク事件の遭難者全員に対するものとして、郵金三万元が支払われることになり、一九二二（大正一一）年一〇月に銀三万元を換算した額、金三万三七九六円六十一銭が日本側に交付されている（以上の記述に関しては、外務省外交史料館所蔵記録 *Records* 「尼港ニ於ケル帝国官民虐殺事件（別冊）支那砲艦砲撃事件」全五巻、特に第四巻と第五巻に所収の、以下の文書を参照した。一九二〇（大正九）年一月九日付内田外相発各国大公使宛郵信機密合送第二二一号別紙（日中共同調査報告。一九二〇（大正九）年一二

月二五日付小幡駐華公使発内田外相宛郵便機密第五〇一号(要求の受諾)。一九二二(大正一一)年三月三日付小幡駐華公使発内田外相宛郵便機密第四六号別紙(国庫証券の交付)。一九二二(大正一一)年一〇月二〇日付小幡駐華公使発内田外相宛郵便機密第四六七号(証券の換金)。

(10) 『日本外交文書』大正九年一冊下巻、文書六四七―八六。引用した声明については文書六五三(適宜読点を加えた)。

(11) 前掲『日「ソ」交渉史』七五頁。

(12) 『日本外交文書』大正一二年一冊、文書五五四。

(13) その総額について外務省は、三億二五九八万二四〇〇円三錢五厘およびその利子(ただし民間の請求権の分を除く)と算定している(前掲『日「ソ」交渉史』一五〇―一頁。西、前掲書、一〇二―三頁)。また除外された民間の請求権のうち、私有財産に関する被害額については、五三三八万八二六二円六八錢という数字がある(『日本外交文書』大正一三年一冊、文書三六三付属書一、ただし被害邦人から届けられた金額をそのまま合算したもので、かならずしも正確ではない)。

(14) 西、前掲書、一〇二頁。付属議定書の正文は『条約彙纂』改訂第一巻、二五九三―七頁、また『日本外交文書』大正一四年一冊、文書三二三付記一―二。

(15) 塚本元「北京政府期における中央外交と地方外交(一九一九―二〇一)『法学志林』第九五卷三号、一九九八年、一四―二三頁。

『日本外交文書』大正八年二冊下巻、文書一〇九七、一一〇一、一二七一、大正九年二冊下巻、文書六九三―四および七〇〇。また外務省外交史料館所蔵記録簿 *Logbook* 「支那ニ於テ日本商品同盟排斥一件」第四巻、第八巻および第九巻。

(16) 一九二〇(大正九)年六月一六日付小幡駐華公使発内田外相宛郵便第一八三号(前掲「支那ニ於テ日本商品同盟排斥一件」第八巻に所収)以降、関係ファイル(同右、第四巻、第八巻および第九巻)の中に本件に関する記録は見当らない。おそらく中国側との交渉は、駐華公使が六月一五日付けで行った申入れを最後に、杜絶したものと思われる。

(17) 『日本外交文書』大正八年二冊下巻、文書一二四一、一二六一、一二七二。

(18) 同右、文書一七七二、一八八一―二、一八八七、一九九七、一二〇六、一二三二、一二三三、一二三八、一二三三、一二四三、一二六〇。

(19) 同右、文書一九九九、一二一九、一二三三、一二六〇、一二六九、一二七七、一二九九。

(20) 事件については、『日本外交文書』大正一〇年一冊上巻、文書二四六一―五六、二五八―六二、二六六、二七三、二七六、大正一一年一冊、文書六七―九。なお同じ頃、同州のリヴィングストン(Livingston)でも類似した排日事件が起っているが、こちらについても日本側は賠償を要求していない(大正一〇年一冊上巻、文

書二四四以下）。

- (21) 事件と、当時の長沙における排日状況については、上海日本商業会議所『二十一年簡条問題に関する排日状況』第一輯、上海日本商業会議所、一九二三年、三六二―四〇六頁、『日本外交文書』大正二二年二冊、文書三九一―五五および二七六―一八七。
- (22) 田原洋『関東大震災と王希天事件』三一書房、一九八二年、一九五―一八頁。仁木ふみ子『震災下の中国人虐殺』青木書店、一九九三年、一一〇―一六頁。
- (23) 本件における犠牲者の正確な数は不明であるが、一九二四（大正一三）年二月二五日付顧外交総長発芳沢駐華公使宛書翰の附属書によれば、死者四三七名、行方不明四六名、負傷者七七名となっている（一九二四（大正一三）年三月四日付芳沢駐華公使発松井外相宛郵信機密第一二六号別紙として、外務省外交史料館所蔵記録63.18.17.16「震災及救済関係雑件（別冊）関東地方震災火災之件支那人ノ被害及救済ニ関スル件」第四巻に所収）。
- (24) 本件に関しては、今井清一「大島町事件・王希天事件と日本政府の対応」（藤原彰・松尾尊発編『論集現代史』筑摩書房、一九七六年に所収）および田原、前掲書。仁木、前掲書。川島真「関東大震災と中国外交」『現代中国研究』第四号、一九九九年。関係する外交文書は『日本外交文書』大正二二年一冊、文書四五四―一八七。外務省外交史料館所蔵記録16.0.0.5.2「本邦震災並救済関係雑件 関東地方震災関係」および前掲「震災及救済関係雑件（別冊）関東地方震災火災之件支那人ノ被害及救済ニ関スル件」第四巻に所収）。

(冊) 関東地方震災火災之件支那人ノ被害及救済ニ関スル件」全五巻。

- (25) 一九二四（大正一三）年一月一日付「松井」外相発芳沢駐華公使宛郵信機密第七号別紙（前掲「震災及救済関係雑件（別冊）関東地方震災火災之件支那人ノ被害及救済ニ関スル件」第四巻に所収）。

- (26) 一九二四（大正一三）年三月四日付芳沢駐華公使発松井外相宛郵信機密第一二六号および一九二四（大正一三）年四月三〇日発松井外相発芳沢駐華公使宛電信第二六四号（ともに前掲「震災及救済関係雑件（別冊）関東地方震災火災之件支那人ノ被害及救済ニ関スル件」第四巻に所収）。

- (27) 金額の算定基準については「誤殺事件救恤金案」（前掲「本邦震災並救済関係雑件 関東地方震災関係」四九五―一八頁）を参照。なお、本件と長沙事件（一九二三年）の関係については田原、前掲書、一九五―一八頁、仁木、前掲書、一一九―二六頁のほか、前掲「震災及救済関係雑件（別冊）関東地方震災火災之件支那人ノ被害及救済ニ関スル件」第四巻および第五巻に所収の関係文書を参照。

- (28) その一部は、日墨協会日墨交流史編集委員会『日墨交流史』P MC出版、一九九〇年、三九一―四頁に列挙されている。

- (29) たとえばチャパス州の戦乱被害について、一九一七年に行われた調査に関する文書が、『日本外交文書』に収録されている（大

正六年一冊、文書六三〇および六三八。

- (30) 一九二三(大正一二)年一月一日付古谷駐墨公使發伊集院外相宛郵信機密第三六号(外務省外交史料館所蔵記録5.3.2.154「墨国内乱関係帝国臣民ノ損害賠償一件」に所収)。なお、ここに挙げた邦人の被害は、公使館に届出のあった分のみである。また、比較的被害の大きかったとされるチャパス州在住の邦人の分も、すでに要求が抛棄されていたため含まれていない。
- (31) 一九二四(大正一三)年九月一八日付古谷駐墨公使發幣原外相宛郵信第一三八号(前掲「墨国内乱関係帝国臣民ノ損害賠償一件」に所収)。
- (32) 『日本外交文書』大正一三年一冊、文書一〇〇一。また『東京朝日新聞』大正一三年七月二、三、五日号。
- (33) 本件については『日本外交文書』大正一四年二冊上巻、文書五一〇、五四三。また外務省外交史料館所蔵記録5.3.2.153「大正一四年支那暴動一件 損害賠償調査」第一巻。
- (34) 六月一九日、日本領事は、負傷した轎夫に救恤金として銀二〇ドルを給付している(本人は五ドルを要求)。
- (35) 『日本外交文書』大正一四年二冊上巻、文書五四三。なお要求金額については、一九二五(大正一四)年一月一日付町田重慶領事館事務代理發幣原外相宛郵信機密第六七号(前掲「大正一四年支那暴動一件 損害賠償調査」第二巻に所収)に拠った。なお、賠償請求を被害の美額にとどめたのは、現地の治安責任者
- (常防司令)の王陵基を、日本側が高く評価していたためではないかと推測される(『日本外交文書』大正一四年二冊上巻、文書五三五)。
- (36) 一九二五(大正一四)年八月二四日付加来重慶領事發幣原外相宛郵信第一〇九号別紙(前掲「大正十四年支那暴動一件 損害賠償調査」第二巻に所収)。
- (37) 重慶における、当時の排日の動きについては、上海日本商業会議所「邦人紡績罷業事件と五卅事件及各地の動揺」第一輯、上海日本商業会議所、一九二五年、七一七―二二頁。『日本外交文書』大正一四年二冊上巻、文書五一二、五二七―八、五三五一六、五四三、五五六―六〇、五六二―三、五六六―九、五七一、五七三、五七五、五九〇。
- (38) 前掲「邦人紡績罷業事件と五卅事件及各地の動揺」第一輯、七六八頁。『日本外交文書』大正一四年二冊上巻、文書五七二、五七八―九、五八五―七。前掲「大正十四年支那暴動一件 損害賠償調査」第二巻。
- (39) 一九二五(大正一四)年八月二日付内田汕頭領事代理發幣原外相宛郵信機密第五四号別紙(前掲「大正十四年支那暴動一件 損害賠償調査」第二巻に所収)。
- (40) 臼井勝美「欧州大戦と日本の対滿政策」『季刊國際政治』第二三号、一九六三年、一三―一五頁。また「奉天神原農場事件」『調査時報(満鉄)』第九巻五号、一九二九年。関係する外交文書は『日

- 本外交文書』大正三年二冊、文書一六四一八二、大正四年二冊、文書五二五一三〇、大正五年二冊、文書八二六一九。より詳しくは外務省外交史料館所蔵記録「Mantchuria」満洲ニ於ケル農場経営雜件 神原溥豊農園」全四巻。なお、本件はこの当時、南満洲各地で問題となっていた「商租権」をめぐる紛争の一つである（浅田 喬二「満洲における土地商租権問題」〔満洲史研究会「日本帝国主義下の満洲」御茶の水書房、一九七二年に所収〕三五六一六三頁）。
- (41) 本件について詳しくは、清水秀子「山東問題」『季刊国際政治』第五六号、一九七七年。関係する外交文書は『日本外交文書』大正八年三冊上巻、文書六六一三〇三、同下巻、文書六三七七八〇三、大正九年二冊上巻、文書一六四、大正一〇年二冊、文書一八九、大正一〇年三冊下巻、文書五九八一六四五、『日本外交文書』ワシントン会議下巻、四二一六三四頁。
- (42) 条約および細目協定の正文は『条約彙纂』改訂第一巻 九七八―九九頁、一〇二六―六五頁、一〇七四―八七頁。
- (43) 『日本外交文書』大正八年二冊下巻、文書二二二一九。
- (44) 『日本外交文書』大正一五年二冊下巻、文書二二〇二一四、一〇二〇六七。
- (45) 八〇〇ドルのうち五〇〇ドルは当日手交され、残額は領事代理の保証のもと、一〇日以内に交付すると約束された（同右、文書二二〇七）。
- (46) 拙稿「明治前期における日本の国家間賠償（一）」『レファレンス』第五六三―四号、一九九七年八月。同「明治後期における日本の国家間賠償（二）」同誌第五七四―五号、一九九八年。
- (47) 前掲拙稿「明治前期における日本の国家間賠償（一）」二二六―三三頁。
- (48) 入江啓二郎『国際法上の賠償補償処理』成文堂、一九七四年、二八頁。
- (49) 日清戦争後の賠償は、あきらかに戦費の回収を名義とした、第四類型に属するものであった。このことは、日清媾和条約の第四条に「軍費賠償金」と明記されていること、また、和平交渉の席で日本側全権の伊藤博文が「償金ハ即チ軍費ヲ償フ為メナレハ我ニ於テ何ノ得ル所モナシ」と発言していること（『日本外交文書』第二八巻二冊、文書一〇八九附記二、四二五頁）からも明かである。
- (50) 入江、前掲書、二八頁。なお第五―七項以外の各項に関しても、個別の事例について詳細に検討するならば、国際違法行為に基かない損害を含む可能性があるように思われる。
- (51) 山東懸案解決ニ関スル条約、第六、一五、一八、二五、二七条。山東懸案細目協定、第一八、二四―二五、二七―二八条。山東懸案細目協定、第二―四、二四―二五、二七―二八条。
- (52) 明治前期の樺太千島交換条約の場合、当時の外交文書で「償金」という言葉がしばしば用いられた（たとえば『日本外交文書』第九

巻、文書一二四)、条約にも、仏語正文に indemnisation という語がみえる(附属公文第二款)。明治後期の遼東半島還付の場合、条約正文に報償金 (compensatory indemnity) と明記されている(奉天半島還付条約第三条)。

(53) この点を考慮するならば、日ソ間の北樺太割譲交渉(第二章第三節)が、かりに妥結していたとしても、そこで支払われたであろう金銭の名義は、「賠償」にはならなかったものと推測される。

(54) 『日本外交文書』大正二年二冊、文書四三二。

(55) たとえば一八九五(明治二八)年の「スエレス号事件」において、イギリス側は国旗への礼砲を要求したが、日本政府は三国干渉直後の硬化した国内輿論に配慮して、これを関係者の処分だけで替することにしたいと、イギリス側に申し出ている(前掲拙稿「明治後期における日本の国家間賠償(一)」三六頁)。

(56) 日本とメキシコの提携説が、米国民および米国政府に脅威を与えていた状況については、秦郁彦『太平洋国際関係史』福村出版一九七二年、九三—一〇四頁。なお、日本がメキシコ革命のさなか、積極的に損害の賠償を求めようとしなかったのも、ひとつには米国との関係を慮ったためではないかと想像される。

(57) 最新の研究としては安岡昭男「日本における万国公法の受容と適用」『東アジア近代史』第二号、一九九九年がある。

(58) たとえば森田朋子「幕末期における償金問題と国際法」(明治維新史学会『明治維新と西洋国際社会』吉川弘文館、一九九九年

に所収)。

(いとう しんや・元外交防衛課)  
(本稿は、執筆者が外交防衛課在職中にとりまとめたものである。)